

令和5年6月29日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	木寺裕一朗
総務係員	笠原良子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政
教	育	松	尾	文
総	務	秋	月	義
総	務	黒	尾	聖
企	画	庭	木	
企	画	山	北	
営	業	山	崎	正
営	業	佐	々	木
福	祉	諸	岡	利
福	祉	後	藤	英
こ	ども	古	賀	龍
こ	ども	諸	岡	智
ま	ち	野	口	和
環	境	弦	卷	一
総	務	江	上	新
企	画	小	柳	真
財	政	藤	井	喜
会	計	谷	口	
選	挙	山	田	英
監	査	前	田	
農	業	田	栗	和
				彦

議 事 日 程 第 6 号

6月29日(木) 10時開議

- 日程第1 請願第1号 北方町を水害から守るための請願
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 第52号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算(第4回)
(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 第51号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算(第3回)
(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 意見書第1号 L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書
(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第5 閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)
(議決)

開 議 10時

○議長(吉川里己君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き会議を開きます。

議員から提出されました意見書第1号を追加上程いたします。

それでは、総務。

[20番「議事進行」]

20番江原議員

○20番(江原一雄君)[登壇]

議事進行させていただきます。

去る6月22日。

○議長(吉川里己君)

江原議員、この本会議の会議に関わることでしょうか。

○20番(江原一雄君)(続)

会議に関わること、議会中のことであります。

○議長(吉川里己君)

いや、議会中じゃなくて、本会議中のことでしょうか。

○20番(江原一雄君)(続)

もちろん、本会議中。

○議長(吉川里己君)

この議事進行に影響はありますか。

なければ、発言をとどめてください。

自席へお戻りください。

○20番（江原一雄君）（続）

そうですかね。

じゃあ、しょうがないです。

○議長（吉川里己君）

会議を続けます。

それでは、総務、福祉文教、産業建設、各常任委員会へ付託をしておりました議案について審査終了の報告が各委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めてまいります。

日程第1 請願第1号

日程第1. 請願第1号 北方町を水害から守るための請願を議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託しておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。

池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました請願第1号 北方町を水害から守るための請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願は、度重なる水害から北方町民の生命や財産を守るため、六角川の改修状況や周囲の状況を考察し、低平地を考慮した「自己完結型」の水害対策を求めるために、次の5項目を武雄市長へ申し入れるものとなっております。

内容は、

1. 低平地を考慮した水害対策に取り組むこと。
2. 有明海の潮水が六角川に逆流しないような対策をとること。
3. 内水排水ポンプを止めない水害対策に取り組むこと。
4. 「内水排除のポンプを止めたので大水害にあった」と言われない水害対策に取り組むこと。
5. 200万トン以上といわれた大量の余水処理等を一度に処理ができる水害対策に取り組むこと。

以上の5項目を市長へ申し入れるものであります。

審査の結果、本請願は全会一致で原案のとおり採択すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

請願第1号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2 第52号議案

日程第2. 第52号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第52号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第4回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億5,376万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を262億2,800万4,000円とするものでした。

2款2項1目. 企画総務費、歳出補正額7,187万円については、東川登町袴野地区で造成中の新工業団地に隣接した場所で、昨年発生した山林の地すべりの関連対策費をお願いするものとの説明を受けました。

歳入として緊急自然災害防止対策事業債の7,100万円が計上されており、全額を地滑り関連対策費の財源として充当するものとの説明を受けました。

また、6款1項3目18節. 負担金補助及び交付金では強い農業づくり総合支援事業費負担金391万円、強い農業づくり総合支援事業費補助金4億7,526万3,000円が計上されており、国庫事業の強い農業づくり総合支援事業、キュウリハウス等の施設園芸の国庫補助として採択されたことに伴い、補正をお願いするものとの説明を受けました。

これに伴う歳入としては、16款2項4目2節. 農業費補助金強い農業づくり総合支援事業費補助金4億5,276万3,000円が計上されておりました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 52 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 4 回）について、反対の討論を申し上げます。

歳入の 22 款 1 項 1 目 1 節の 7,100 万円、歳出の 2 款 2 項 1 目の 7,187 万円の歳入歳出予算の支出に反対を申し上げます。

理由の第 1 に、そもそもこの土地、用地に新工業団地を再開することが妥当だったかということであります。

第 2 に、この間、川登インター付近の地滑りや、近くの大規模太陽光発電の地滑りなど、1 件だけではない数件の地滑りが多発している地域であります。まさに地滑り銀座と、ある人は言っていました。このような地域ではありませんか。

第 3 に、驚いたのが、今回の起債の認可がついたから進められるわけですが、つかなければゼロベースで検討する必要があると説明をされておりました。しかし、市長は強行をされているわけであります。

第 4 に、しかも、この設計等の費用に、さらに工事に入るでしょうが、約 9 億円かかるとの説明であります。そして驚くなかれ、その金額は、工業用地を売買するときの売買価格単価に乗せないということであります。

まさに 9 億円丸々、市民の負担になるのではありませんか。

さらに、今多発している自然災害が、この地域で再び上流で起きる地形ではないでしょうか。

この事業は中止するしかありません。

以上、反対の討論を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

5 番江口議員

○5 番（江口康成君）〔登壇〕

おはようございます。2款2項1目、企画総務費、東川登町袴野地区の地滑りに関わる予算について、賛成の立場から討論いたします。

今回の分は自然災害であり、隣接する工業団地を安全に稼働させるために必要な予算であります。そして、工業団地をこのままの状態で放置するわけにはいきません。また、地元からも工業団地として早期に稼働することを望む声が出ております。

これまで予算をかけて造成した分を無駄にしないためにも、必要な予算と思いますので、各議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第52号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。よって、第52号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第51号議案

日程第3、第51号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

池田総務常任委員長

○総務常任委員長（池田大生君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第51号議案 令和5年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、2款1項5目、情報化推進費では、人流データを収集、蓄積し、公開するための委託料及び利用料が計上されておりました。

委員からは、人流データの活用方法について質問がなされ、蓄積された人流データは、観光に生かされるだけでなく、新規事業を考えている方や、現在事業を実施されている方が人員配置や仕入れ等を考慮する際にも活用が可能との説明を受けました。

また、そのほかにも、行政手続をオンライン化するためのシステム利用料等が計上されておりました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

朝長福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に分割付託されました第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3 款 4 項 1 目．生活保護総務費の 68 万 2,000 円は、国の 5 年ごとの生活扶助基準の見直しにより、ここ数年続くコロナ禍や物価高騰を鑑み、本年 10 月からの生活保護扶助基準が例年の改定に加え、世帯員 1 人当たり 1,000 円加算という大幅な改定がなされることから、例年よりも大規模なシステム改修になることから、システム改修に必要な費用を計上するものとの説明を受けました。

4 款 1 項 2 目．予防費の 1 億 3,658 万 5,000 円は、令和 5 年度の新型コロナワクチン接種に関わる必要経費とするものです。

4 月以降の接種関連の経費につきましては、令和 4 年度予算繰越にて対応されておりますが、今回の補正予算では、今後不足する必要経費及び 9 月から予定されている秋開始接種に係る費用として、令和 6 年 3 月 31 日までの接種期限内での接種を迅速かつ円滑に進めるための体制を確保していくために計上され、12 節．冷凍庫等廃棄委託料 55 万円は、現在 4 台あるワクチン保存用の超低温冷凍庫について、予防接種の事業が終了し、国からの指示等を確認し廃棄処分の場合の費用であるとの説明を受けました。

なお、ワクチン接種の事業に関わる財源は全額国庫補助との説明も受けました。

10 款 1 項 3 目．学校教育総務費のうち、文部科学省が取り組むリーディング D X スクール事業について採択を受け、当初予算において既に 100 万円の予算を計上されていましたが、今年度に入り最終的に増額の決定を受けたことにより、I C T を活用した先駆的、効果的な教育実践を進めるための予算として、317 万 8,000 円の事業費増額の予算計上を行い、関連する歳入予算として、15 款 3 項 4 目．教育費委託金についても、国からのリーディング D X スクール事業委託金の増額分を計上するものと説明を受けました。

10 款 5 項 3 目．文化財保護費 373 万円については、武内町西真手野区にある柿田代遺跡について、県が実施する松浦川の河川改修工事に伴い、文化財調査の必要が発生したため、その調査作業員の報酬、発掘調査委託料などの費用として計上され、財源については県が全額負担となるため、事業完了後、県支出金にて歳入を行うとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

豊村産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（豊村貴司君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、4 款 4 項 1 目. 上水道施設費の 18 節. 負担金補助及び交付金の 1 億 6,280 万 6,000 円の増額は、物価高騰の影響を受けている市民生活や経済活動への支援として、7 月から 9 月までの 3 か月の間使用する水道について、毎月 20 立米までの料金を無料とする減免などを行うものであるとの説明を受けました。

また、井戸水のみを使用の方など、水道契約をされていない市民へは物価高騰影響軽減補助金を設置し、支援を行うようにしているとの説明を受けました。

なお、同事業の歳入に関しては、全額が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との説明を受けました。

6 款 1 項 3 目. 農業振興費、18 節. 負担金補助及び交付金のさが園芸 888 整備支援事業費補助金 720 万円は、新規就農者が種苗、肥料などの生産資材を購入する際の助成金であり、この支援で新規就農者が経済的負担を少なく、営農できるという効果が期待できるとの説明を受けました。

これに伴う歳入として、16 款 2 項 4 目 4 節. 農林業費県補助金さが園芸 888 整備支援事業費補助金 600 万円が計上されていました。

7 款 1 項 3 目. 観光費、18 節. 負担金補助及び交付金宿泊施設魅力向上事業補助 495 万 9,000 円は、宿泊事業者が施設の魅力向上等のための整備に要する費用について、支援するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（吉川里己君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 51 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

議案第 51 号議案 令和 5 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、反対の討論を申し上げます。

歳出の 10 款 5 項 4 目 18 節の 267 万 4,000 円の指定管理者電気料金高騰対策補助金の支出に反対であります。

歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 8,740 万 9,000 円の使途の一つであります。

電気料金高騰対策なら、全ての事業者に係るのを一部指定管理者を対象にしているのは、矛盾ではありませんか。おかしいではありませんか。

指定管理者の中でも、一部利益を上げる業者への補助の支出は認めるわけにはいきません。

以上、反対の理由を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長（吉川里己君）

17 番山口昌宏議員

○17 番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をいたします。

10 款 5 項 4 目、図書館費の 18 節、負担金補助及び交付金の 267 万 4,000 円につきましては、エネルギー価格の急激な上昇等による影響を受け、図書館・歴史資料館の電気料が大幅な増額となる状況に対し、公共部分に係る電気料の高騰分を指定管理者に対して補助されるものです。

佐賀県も同様に、指定管理者に対して補助されるなど、施設利用者へのサービス低下を招かないために必要だと判断されております。

以上のことから賛成討論といたしますが、農業等々にも肥料価格の高騰に対してはちゃんと補助をされておりますので、その一部分だけを取っての反対というのはなかなか難しいかと思っておりますので、議員各位の賛成をよろしく申し上げます。

○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 51 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

本案は、各所管の常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 51 号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 意見書第 1 号

日程第 4. 意見書第 1 号 L G B T 理解増進法の慎重な運用を求める意見書を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

7 番朝長議員

○7 番（朝長 勇君）〔登壇〕

今回提出いたしました意見書第 1 号 L G B T 理解増進法の慎重な運用を求める意見書について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、提案書、意見書本文を読み上げた後に、補足説明をしたいと思います。

本国会において可決された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律は、理念法ではあるが、早急に具体的な道筋をつけなければ現場は混乱し、法律の趣旨から逸脱した過剰な主張や要求が広まって、社会の混乱を引き起こす可能性が懸念される。

現在、世界的には、差別禁止との批判が逆に女性の立場を傷つけるなどして、様々な問題や混乱が生じており、アメリカなどでは見直しへと方向が転換する動きも見られることから、日本人の大きな価値観の転換につながり、不利益を被る国民が出る可能性もある。よって、国におかれては、国民に対する十分な説明を求めるとともに、本国会で可決した L G B T 理解増進法について、慎重な運用に努めていただくよう強く要望するというものですが、これについて補足説明を申し上げますと、まずは提出の理由として、6 月 19 日の私の一般質問でも取り上げましたけれども、その後、牟田議員のほうからも問題点の指摘がされていましたが、宿泊施設や浴場、トイレの使用などで、この法律を根拠とした過剰な要求により現場が混乱し、性犯罪の増加など、特に弱い立場である女性や子供を不安に陥れるおそれがあるということです。

アメリカでは既に、こういった法律をつくってはならないという、州によっては、法律さえできているところもあるようです。

また、歴史を振り返ってみれば、日本人は男女の区別について、もともと寛容な価値観を持っている民族です。1000 年以上前の平安時代には、既に女性作家である紫式部や清少納言が活躍しており、現存する国家で 1000 年以上前から女性が文化的な分野で活躍していたとい

うのは、恐らくほかに例がないと思います。

さらに、日本建国の神話である古事記をひもとけば、日本の最高位の神として、伊勢神宮にまつられている天照大神は女性の神様だとされています。

また、性的指向についても、キリスト教やイスラム教を重んじてきた国々では、同性愛は許されないこととして断罪され、死刑に処せられていた時期もあったようです。

一方、日本では、奈良時代以前の古代の文献にも同性愛の記述がなされているなど、もともと日本人は性的指向に対しても多様性を許容する寛容な価値観を持っていたことが分かります。

その日本において、ことさらに法律で規制を設けることは、逆に分断や混乱を引き起こすおそれもあります。

また、さらに重大な懸念を感じるのは教育に関する問題です。

既に、LGBTに関して、小学生向けのDVD教材も作成されているようですが、その説明文を見れば、低学年向けでは、世の中がつくり出す、男らしさや女らしさといった規範がすり込まれる前に、人は皆それぞれ違うこと、その違いがよいこと、こうあらねばならないということは決してないといったメッセージを伝えることが大切だと書かれています。また、高学年向けでは、異性を好きになる人も、同性を好きになる人もおり、いずれかに価値があるのではなく、どちらも肯定的に捉えることができる構成にしたと書かれています。

男らしさや女らしさというのが刷り込みであるのかどうかは意見が分かれるかもしれませんが、逆にこれを刷り込みだと断定して否定することは、それこそ特定の価値観の押しつけであり、多様性の否定にもつながるのではないのでしょうか。

そもそも、性同一性障害というのは、男と女の区別が厳然としてあるからこそ生まれてくるものですから、その区別を否定することは、それこそ性同一性障害の存在自体を否定するような矛盾が起こることにもなります。

身近な問題で考えてみれば、例えば銀行や市役所で窓口業務を担当しているのは、ほとんどが女性だと思います。これは、女性の思いやりや気配り、人当たりの柔らかさなどがその業務に適しているからであり、適材適所という観点で自然にそうなっているに過ぎません。小学校低学年の担任の先生に女性が多いのも同様でしょう。

そして、長い歴史の中で、こういった女性の持つ特性を女性らしさとして自然な感覚で捉えてきたのが、私たち日本人の価値観であると考えます。

また、男らしさについていえば、例えば家に強盗が押し入ってきたときに誰が家族を守るかといえば、特別な場合を除き、やはりお父さんであろうと思います。奥さんや子供を先に逃がし、最後に逃げる、または立ち向かうのがお父さんの役目だろうと思います。

そういった弱い立場の女性や子供を守るべき強さを象徴する言葉として、男らしさというのが自然な感覚で使われてきたはずです。

そして、今言った、男らしさや女らしさというのは、誰かが決めたわけでもなく、子供の頃から山や川で遊び、大自然の中で伸び伸びと成長する中で自然と芽生えてくるものであり、個人差があるとはいえ、これを最初から否定するような教育をすることは、逆に子供たちの健全な発育を阻害するおそれさえあります。

いわゆる性的少数者の方々が直面している問題を理解すること、差別はいけないことであるとの認識を持つことは大切なことですが、それはあくまでも社会全体の秩序が損なわれない範囲で配慮されることが大前提であると考えます。

そもそも、日本国憲法では、14条で法の下での平等が定められており、性に対する寛容な歴史を持った日本が諸外国に遅れを取っているというのは事実誤認であります。

多様性や平等などの観念が大切であることは否定しませんが、法的な根拠を与えて、権利ばかりが過剰に主張されることになれば、秩序が乱れ、逆に不毛な対立を生み、訴訟や争いで社会全体に混乱を招くおそれがあります。

以上のような理由により、この意見書を提出するものであります。御賛同をよろしく願います。

○議長（吉川里己君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

提出者の趣旨説明をちょっと今、先ほど、るるお伺いをしたわけですけど、聞いていると意見書の中身は一体なんやっただけと思うくらいですよ。意見書の中身と今、提出者の趣旨の思いがかなりこう、私はちょっと違ったように感じたところがあるんですけど。

質疑の中で確認が、私も朝長議員も議会運営委員会に所属をしております、本日じゃなくて、その前の議運のときに、その他のところで意見書の提出を考えているということで提出しをされましたけど、そのときに、委員会で出されるんですかという話をしたと思います。

そうしたら、一応、その方向で考えていますみたいなことをおっしゃっていましたが、今回の意見書は、朝長議員が提出者で、賛同者があと2名の議員さんがいらっしゃるということで、その委員会で提出にならなかったその経緯とか、そこら辺がまず1点確認をしたいというのと、あと、今回、この意見書については、県内でもほかに同様の動きがあるものなのか、全国的な動きがあるものなのか、それとも、あくまでも朝長議員の思いの部分での意見書を提出されようとしているのか、まずちょっと、その2点を確認させてください。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

まず、委員会提出に至らなかった経緯でございますけれども、ちょっと私が委員会提出に

おけるルールをきちんと理解できていない部分がありまして、委員会で提出するからには全会一致が条件であると思ひ込んでおりまして、それでちょっと委員会の中では、前回、ちょっと提出者にはなれないという方がいらっしゃったということで、委員会提出を断念したという経緯があります。その後、私を含めて3人の賛同者が得られたということで、委員会提出ではない提出に切り替えたということです。

あと、この意見書が他の自治体でどうかということなんですけれども、これは私自身把握しておりません。

○議長（吉川里己君）

18 番 牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

提出者にお伺いします。

文面を見て、私も今回の質問で、質問させていただいた一人ですので、興味を持って文面を見させていただいたんですけど、その文面の中で、アメリカなどでは見直しの方向へ転換すると見受けられるという文面がありますよね。

アメリカ自身は、この法律ないですよ。州ですよ。その州でもLGBTを促進しているところは少ないですよ。

だから、転換しているというのはどういうこと。

さっきの参議院の委員会の中で明らかになったんですけども、このLGBT法案、G7の中でないのは日本だけということ各新聞社が取り上げて、どんどんLGBTの推進の方向で動かれていましたけども、実際にはG7の中ではLGBT法案を施行しているところってないですよ。

日本がこうやってつくったと。あるのは、各州がされていたと、アメリカでは。

ここの文面のところは、どういう意味で書かれたのか。

大まかな願意は私も分かるところなんですけれども、このアメリカを持ち出して、いかにもアメリカがLGBT法案の先進国みたいな形なのに変ってきているということなんですけど、もともとアメリカはないんですよ。州法しかないんですよ。

アメリカ合衆国としての法は否決しているんですよ。その辺の確認が1点目。

2点目は、これは先ほど言いました、願意を含んでということなんですけども、朝長議員さんの先ほどの、この文面以外で話された部分で、LGBTじゃなくて男女差別の部分に踏み込まれてこの願意を出されているように聞こえました。

今回は、男女差別というのはまた別の問題で、LGBTに関してのこの意見書であるのに、紫式部、天照大神、これは男女差別のほうですよ。

だから、全く関係ないことをここを出してきた、その願意というのが分からない。

そこの名前を利用して、こうやって賛同というのは、逆に私には賛同し切れないみたいな

感じで、男女差別はあってはいけない。

ただし、そういうことの、今回はLGBT法案ですから、そこら辺のところを何で男女差別と絡めて言ってらっしゃるのか。

途中で、キリスト教は同性愛が禁止されています。それは分かります。

キリスト教国だからこそ、法規制をしなきゃいけない。キリスト教国だからこそ、法規制をしないと、LGBTが進まないということではなっているけど、日本は、先ほどおっしゃったように、平安時代から、そういう性の、LGBTに関しては寛容だったんですよね。

江戸時代末期、明治の初めまで、大衆浴場は男女一緒という部分があります。

そういうことを、願意を含んでの説明だったのか、ちょっとよく、途中で、話を聞いていて、この意見書から逸脱した部分を願意として言われていたので、その辺のところをきちんと聞かないと賛否のところできませんのでお教えてください。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

まず、アメリカでの動きということで、ちょっと文面で詳細な記述をしていないので、ちょっと誤解を招いたかもしれません。その点はちょっとおわびを申し上げます。

アメリカ内ということ、アメリカ政府としてはこういった包括的な性自認に関する法がない、法律ができていないというのは確かなことで、あと、アメリカ内部の州ごとの動きが非常にばらばらであって、これと同様のLGBTの包括的な法案を成立させている州もあれば、逆に、そういった法律をつくってはならないというように、それを防ぐような法案ができていく州も出てきているということで、こういった見直しの方向というような表現になっているということです。

あと、2点目のLGBTに限らず、男女差別のほうに話が広がってしまっているという点ですけれども、特に教育について、この教材の説明を見たときに、その男らしさ、女らしさというのが刷り込みであって、そういう刷り込みが起こる前に、女らしさ、男らしさなんていうのは価値がないといいますか、男同士の恋愛でもいいし、女同士での恋愛でもいいんだよと、そういう意識を先に植え付けようとするような記述があったので、それを意識して、男らしさ、女らしさについて自然に醸成されたという歴史的な背景をぜひお伝えしたいと思って、今回の説明に加えました。

○議長（吉川里己君）

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

余計分からんようになったんですけども。

教材という言葉が使われましたよね。教材が、LGBT法案での教育での教材がそういう

ふうなことで言われる。

まだ教材って決定していないんですよね。これを教材に使うっていうのは。

今から、この運用は閣議決定によって細かくしていくということになっていると私は認識しています。

ただ、そこまで、教材に関しても、私も質問しました。教材に関しても、まだ決まっていない。この法律、決まった法律は、保護者、親の同意を持ってという言葉が入っています。

そういうことで、運用は今からなのに、もう既に教材が云々というのは、まだ我々も知らないのに何で朝長議員が知っているのか、この辺もよく分からない。

まだ全く決まっていないところで、それが1点目。

2点目は、アメリカなどでっていうことで言われましたけども、アメリカでは圧倒的多数で、法律は州法でもできていないんですよね。それをこういうふうな文面にしたということは、どういう意図が含まれているのか。

以上、2点、再確認。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

教材については、既にもう出来上がっているものが小学校用として既にあるということで。ただ、これを採用するかどうかというのはこれからだと思いますけれども。教材についてはそういうことです。

非常に、これが本当に採用されたときに、保護者の方もなかなか詳しいところまで調べて賛否を表明するというのは難しいのではないかという懸念も感じた上での趣旨説明になりました。

あと、アメリカの現状については、ちょっとその州の数とか、具体的な、幾つの州がこういう法律があって、幾つの州がないとかという詳細の数字までは把握しておりませんが、参議院での、国会の委員会における答弁で州ごとにその対応が違くと。進めている州もあれば、これを制定する前に、これをあえて否定するような法律をつくっている州もあるということで、お伝えした限りでございます。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

今、ほかの議員さんからもお尋ねがありました。そのこととかぶらないような質疑をさせていただきます。

まず、この慎重な運用を求める意見書を出された大きな部分ですね。

このLGBTの、今回の分は本来だったら差別解消法案が超党派議連で提出されて、本来はここが一番のというか、ここに向けていったのが、それが理解増進法に変わったわけなんですよね。

提出者は、このLGBTをどのような方向に導かれないのか、そこですね。

慎重になるということは、後退したこの理解、理念法をですね、慎重にということ、さらに後退していくことになるわけですよ。これは性的少数者を差別から守るための理念法だということだと思えますよ。

そこをまず、認識を伺いたいのと、外国ではいろんな宗教があって、その中で認められていないとかいう話がありましたけど、宗教による弾圧から守るのが政治じゃないのかなと、法律じゃないのかなと思うんですが、その認識。

そして、G7の中では、先ほどアメリカに法案がないとか言われましたけど、先ほど、先月のG7広島サミットでは、あらゆる人々が性自認、性的指向等に関係なく、差別や暴力を受けることなく、生き生きとした人生を享受することができる社会の実現がG7サミットでも、各国首脳がそろったG7サミットでも約束されたわけなんですよ。

ここの認識をどう捉えられているのかお尋ねいたします。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

まず、1点目が慎重な運用というのは具体的にどうかというような質問になるかと思いますが。

これは趣旨の中で、実際、先日の一般質問でも、こういった性的少数者に関する、実際に武雄市内での何か問題が出ているのかという質問に対しても、それは起こっていないという答弁があり、実際、さっき歴史的な背景、経緯も説明しましたがけれども、やっぱりそういうもともと寛容な感性を日本人が持っていて、その場、その場で解決をされているのではないかと、あったとしてもですね。

ということで、逆に、その法律ができることによって、これも趣旨説明でも申し上げましたが、やはりその少数の権利が過剰に、こういう法律があるんだから、体は男だけでも、例えば女子風呂に入らせろとかいうような主張があったときに、逆に多数側の女性の人たちが不安を感じることになる。

それはもう社会の混乱にもつながることだろうということで、まず、そういった具体的な現場の人たちがしっかり理解できるような説明等を先にしてから、こういう大きな価値観の転換をするような法律では、じっくり時間をかけた説明をした上で進めていくことが大切だろうという意味の慎重な運用ということです。

あと、宗教と弾圧、宗教弾圧と違うということですがけれども、これも趣旨説明で言ったよ

うに、そもそも日本は宗教によってそういう男女を差別してきた、同性愛を差別してきたというような歴史がないわけです。

それで、欧米的なそういう歴史的な経緯を踏まえたような価値観、法律で全て決めていくというやり方自体が日本の国民性に合わない懸念があると。過剰に日本人が反応してしまうというおそれもあると考えております。

あと、サミットに関してですけれども、これはちょっと答えにくいですが、とにかくG7の中で、こういった包括的な性自認に対する法案を制定しているのは日本だけで、そもそも歴史的な日本人の価値観を考えれば、日本が一番先に制定するような必要性は、私はなかったと考えております。

○議長（吉川里己君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

1 番古賀議員

○1 番（古賀珠理君）〔登壇〕

おはようございます。LGBT理解増進法の慎重な運用を求める意見書について反対の立場で討論させていただきます。

意見書の趣旨については理解するところもありますが、文面中、アメリカなどで見直しの方向へと転換する動きも見られるについて、アメリカ人の夫、そして、夫の家族に尋ねました。

この文面は、一部のヘイトクライム、いわゆる性的指向、性別などを理由とした、偏見を動機とした犯罪、これをクローズアップし、あたかもアメリカ全体で見直しがなされるような書き方であり、不確かです。

例えば夫の出身地のコロラド州の州知事はゲイであること、これを公表し、支持されて当選しています。

このような不確かな情報が記載された意見書については賛同できません。

また、提出者が指摘している犯罪の問題は偽装する男性であって、トランスジェンダーの

女性ではありません。

私たちは、人権と犯罪を一緒くたにしてはならないと考えますので、賛同できません。

以上、反対の討論とさせていただきます。

皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

16 番松尾議員

○16 番（松尾初秋君）〔登壇〕

L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書について賛成の討論をさせていただきます。

私はそもそも、性の問題を法律でこういうふうにするべきじゃないというふうに、私は大体考えております。法律でいろいろ、こうすべきやないというふうに基本的には考えています。

そこで、こういうふうな法律ができた、もちろん意識づけの法律であり、罰則規定はないとはいえどもですよ、例えば今、懸念されているトイレの問題とか、お風呂の問題とか、いろいろな大衆浴場ですね、そういう問題でいろいろなことが起きるように予測ができますので、やっぱり慎重に運用していただきたいという思いで賛成したいと思えます。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

先ほど提出されました、L G B T理解増進法の慎重な運用を求める意見書に対して、反対の討論をさせていただきます。

古賀議員が言われたとおり、性的マイノリティの少数者、これを保護していくための今回の理解増進法、本来ならばL G B T差別解消法案が採択をされるべきだと、私は思っていたんですよ。

それが180度転換したような、今回の理解増進法が採決をされました。

しかし、これを慎重な運用を求めるということであるならば、さらに後退していく。少数者が多数者に差別を受けるようなことになってまいります。

そして、性的マイノリティに対する認知が大きく進まない、性的マイノリティは性的指向、性自認をカミングアウトした場合や意図せずに知られた場合、差別や偏見、ハラスメントにさらされるという困難に直面しております。

これを解消していくためにも、少数者を守っていく、そして、言われた、らしさ、この決めつけの中で生きづらさを感じている方がたくさんいるということを理解していただきまして、皆様には安心して暮らせる社会の実現に向けて、偏見や差別がない、誰もが共に生きる

社会をつくるためにも、どのような境遇でも、どのような環境でも、暮らしやすさを求めるためにも、この意見書には賛同できません。

皆様にはこの意見書に反対していただくことをお願い申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（吉川里己君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第1号を採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立、賛成少数であります。よって、意見書第1号は否決されました。

日程第5 閉会中継続調査申出について

日程第5. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和5年6月武雄市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 10時57分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議長 吉川里己

〃 副議長 松尾初秋

〃 議員 古賀珠理

〃 議員 中山稔

〃 議員 朝長勇

会議録調製者 川久保和幸

1. 地方自治法第199条の規定による監査結果報告を次のとおり受理した。

- (1) 令和5年 4月24日付 お結び課、監査委員事務局
- (2) 令和5年 5月18日付 橘公民館、朝日公民館、若木公民館、武内公民館
- (3) 令和5年 5月23日付 山内公民館、武雄公民館、北方公民館、東川登公民館
- (4) 令和5年 6月 1日付 生涯学習課、学校教育課、新しい学校づくり課、教育総務課
- (5) 令和5年 6月 2日付 西川登公民館
- (6) 令和5年 6月 6日付 武雄杵島森林組合（所管課：農林課）

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果を次のとおり受理した。

- (1) 令和5年 3月24日付
一般・特別会計、企業会計 令和5年 1月分
- (2) 令和5年 3月24日付
一般・特別会計、企業会計 令和5年 2月分
- (3) 令和5年 5月 1日付
一般・特別会計、企業会計 令和5年 3月分

3. 陳情及び議長会の諸会議に次のとおり出席した。

- 5月26日 西九州自動車道建設促進期成会（伊万里市）
- 〃 佐賀県市議会議長会（唐津市）
- 6月 7日 九州市議会議長会監事会（長崎市）
- 6月 8日 九州市議会議長会第5回理事会（長崎市）
- 〃 九州市議会議長会第98回定期総会（長崎市）

4. 陳情書及び要望・要請書を次のとおり受理した。

- (1) 令和5年5月1日
北方町を水害から守るための請願

黒 岩 幸 生

(2) 令和5年5月12日

国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

インボイス制度を考えるフリーランスの会

代表 阿部 伸

(3) 令和5年5月23日

全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する要望書

中村 直義